

商標権	判決年月日	平成31年2月6日	担当部	知財高裁第1部
	事件番号	平成30年(行ケ)第10124号		
○ 眼鏡等を指定商品とする「envie CHAMPAGNE GRAY/アンヴィシャンパングレイ」からなる商標が商標法4条1項7号に該当するとした事例				

(事件類型) 審決(無効)取消 (結論) 請求棄却

(関連条文) 商標法4条1項7号

(関連する権利番号等) 登録第5942675号

判 決 要 旨

1 原告は、「envie CHAMPAGNE GRAY」の欧文字と「アンヴィシャンパングレイ」の片仮名を上下二段に書してなる本件商標(指定商品:第9類「眼鏡,電子出版物,アプリケーションソフトウェア」)の商標権者である。被告(フランス共和国シャンパーニュ地方における酒類製造業者の利益の保護を設立目的の一つとする法人)が本件商標につき無効審判を請求したところ,これを無効とするとの審決がされた。本件は,上記審決の取消訴訟である。

2 本判決は,以下のとおり判示して,原告の請求を棄却した。

本件商標の文字の構成,指定商品の内容,本件商標のうちの「CHAMPAGNE」,「シャンパン」の文字がフランスにおいて有する意義や重要性,日本における周知著名性等を総合的に考慮すると,本件商標をその指定商品に使用することは,フランスのシャンパーニュ地方におけるぶどう酒製造業者の利益を代表する被告のみならず,法令により「CHAMPAGNE(シャンパン)」の名声,信用ないし評判を保護してきたフランス国民の国民感情を害し,日本とフランスとの友好関係にも好ましくない影響を及ぼしかねないものであり,国際信義に反し,両国の公益を損なうおそれが高いといわざるを得ない。したがって,本件商標は,商標法4条1項7号に該当する。